解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル七階　一般社団法人Ｙｕｎｏｗａ

代表清算人　西村　穣

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都江東区白河一―三―一〇　株式会社大山企画

代表清算人　大山　髙雄

解散公告

当社は令和八年六月二十九日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｔｏ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｔｏ合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｔｏ一般社団法人

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｔｏ　ＭＬ合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は令和八年六月二十九日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ2特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ2合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｋｏｎａｎ　Ｋａｎｓａｉ2一般社団法人

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

東京都葛飾区新小岩二丁目三三番八号　有限会社五十嵐事業企画

清算人　岸田　尚子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四　東海ビル一〇五Ａ

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四　東海ビル一〇一Ｂ

康正株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四　東海ビル二〇三Ｂ

百利得株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四　東海ビル一一三Ｃ

Ｃ＆Ｃ旅行商事株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

横浜市港北区新横浜三丁目七番地一八　エービーシー　グループ　ジャパン株式会社

代表清算人　阿部　諭司

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三十日

神奈川県平塚市東八幡四丁目五番一四―三号　特定非営利活動法人ヒューマンライツラ　イフビリーフ

清算人　丸山　明子